

環境担当者研修会開催 ～環境法令シリーズ第4回～



平成26年8月28日 ラズヴィル都賀山にて、9月2日甲賀県合同庁舎にて第4回環境担当者研修会を開催しました。両会場併せて133名もの方々が熱心に研修を受けられました。研修内容は次の通りでした。

1. 「有害物質使用特定施設の構造基準に関する疑問と定期点検について」
講師：南部環境事務所 中島主事
2. 「土壌汚染対策法の届出の留意点等について」
講師：甲賀環境事務所 西村主査
3. 「環境管理の手引きの有効な使用方法」
講師：NPOびわ湖環境の佐野理事

1. 「有害物質使用特定施設の構造基準に関する疑問と定期点検について」

講師：南部環境事務所 中島主事



構造等規制制度の復習から始まり、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設の解説、更には構造基準の適用範囲や、構造基準の考え方について日頃私たちが疑問に思っていることやどのように対応すればよいかと悩んでいる事項に対して、事例を多く上げながら丁寧に解説していただきました。

また、点検についても写真を含めた事例で分かりやすく説明していただきました。

研修後のアンケートには、分かりやすかった、疑問点が解消された、という声が聞かれました。

有害物質使用の特定施設は**低濃度であっても有害物質使用にあたり**ます。

現在、**C基準は来年の6月末で猶予期間が終了**しますので、それまでに構造基準をA・B基準に引き上げなくてはなりません。

基準の根拠、有害物質の使用実態、どこからどこまでの範囲か？処理方法はどのようにしているか、使用方法など手順書を整備して、また、定期点検・異常の内容と対処措置等とともに記録で残し、その書面は定位置に保管し、どこにあるかきちんと引き継いで欲しいと繰り返し説明がありました。

有害物質は**現在使用していなくても、今後新たに追加される場合もあります。**薬品の使用履歴を必ず記録を残し、**環境省のホームページをチェックして欲しい**とのことでした。

2. 「土壌汚染対策法の届出の留意点等について」

講師：甲賀環境事務所 西村主査



法令の解説から始まり、有害物質、特定有害物質の説明、土壌調査の契機や但し書きの部分の丁寧な解説もありました。また調査に関しては、法に定める有害物質使用廃止時の調査義務と県公害防止条例（横出し施設）に定める有害物質使用廃止時の調査義務との違いや、指定有害物質使用地についても同様の解説をしていただきました。さらに形質変更時の調査・届出や土壌汚染の恐れのある土地の基準・調査対象の範

囲・調査の流れについての解説や、地下水汚染についても監視井戸の配置方法等について解説いただきました。研修後のアンケートでは、分かりやすかった、水濁法と合わせての研修だったのでよかった等の声が聞かれました。

3. 「環境管理の手引きの有効な使用方法

講師：NPOびわ湖環境の佐野理事



協会のHP画面から環境の手引きを研修の資料としてその使用方法の解説や、先の行われた2つの研修が手引きのどこを参照すればより詳しく理解できるか等について説明していただきました。甲賀会場では水路マップも併せて説明があったためか、よく理解できたという声がアンケートに寄せられていました。反面、協会会員の中でも手引きを初めて目にするといった声もあり、各企業内

部での普及をお願いしたいところです。その他今回の研修について、自社に持ち帰り社内での展開を図りたいという声が多く寄せられていました。

4. 南部会場 滋賀県南部環境事務所 松村所長 ご挨拶



過去には構造基準というものはなかったが近年法律は複雑になってきており、ひとつに構造基準が法律できちんと示せる様になった。

日頃悩んでいることを明らかにしてもらい、それにあった研修会をしていきたい。

甲賀会場 滋賀県甲賀環境事務所 青山所長 ご挨拶

今まで水質の法令は規制が中心だったが、構造基準は規制では無いので皆さんとまどっていると思う。また、土壌汚染対策法も理解しづらいと思う。構造基準も土壌もケースバイケースでの対応しなければならない。自社はどうなっているのか疑問点を確認して欲しい。甲賀県事務所の水質担当は赤崎主任主事になっているので相談に来て欲しい。

漏洩事故は地下配管の電蝕や老朽化により、近年も起こっている。漏洩は油だけでない。アルカリや酸が漏洩した場合対応が大変になる。有害物質の使用の有無に限らず漏洩の防止に努めて欲しい。



